

## 期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 3月17日

名古屋地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 井 畑 弥 雄

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

### 記

入札期間	令和 8年 4月 8日から 令和 8年 4月15日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 4月22日 午前 9時30分 場 所 名古屋地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 5月13日 午前10時30分 場 所 名古屋地方裁判所民事第2部
特別売却 実施期間	令和 8年 4月30日 午前 9時00分から 令和 8年 4月30日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 3月17日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	





## 物 件 目 録

- 1 所 在 日進市藤塚五丁目 23番地
- 家屋 番号 23番
- 種 類 居宅
- 構 造 木造スレート葺2階建
- 床 面 積 1階 52.17平方メートル  
2階 48.85平方メートル



## 物件明細書

令和 7年10月30日

名古屋地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 井 畑 弥 雄

---

---

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

---

---

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

---

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

---

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者が占有している。

---

---

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

本件建物のために、その敷地（地番23番、地積212.32平方メートル、所有者A）につき借地権（賃借権）が存する。買受人は、地主の承諾又は裁判等を要する。

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。



- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



## 物 件 目 録

1 所 在	日進市藤塚五丁目 23番地		
家屋 番号	23番		
種 類	居宅		
構 造	木造スレート葺2階建		
床 面 積	1階	52.17平方メートル	
	2階	48.85平方メートル	



令和 7 年(ケ)第 136 号

令和 7 年 6 月 24 日受理

令和 7 年 7 月 25 日提出

# 現 況 調 査 報 告 書

名古屋地方裁判所

執行官 成 田 慎 一

物 件 目 録

1 所 在	日進市藤塚五丁目 23番地		
家屋 番号	23番		
種 類	居宅		
構 造	木造スレート葺2階建		
床 面 積	1階	52.17平方メートル	
	2階	48.85平方メートル	



(目的外土地用〈単独〉)

目的外土地の概況 (物件 1 関係)	
所在地	日進市藤塚五丁目
地番	23番
地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 雑種地 <input type="checkbox"/> 畑 <input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/>
地積	212.32平方メートル ( <input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 約 平方メートル)
所有者	<input type="checkbox"/> 建物所有者 <input checked="" type="checkbox"/> その他の者 ( A )
その他の事項	本土地の西側隣地は、用悪水路である。
■関係人( <input checked="" type="checkbox"/> (建物所有者の母) の陳述 <input checked="" type="checkbox"/> 提示文書(一般定期借地権設定契約書写し)の要旨	
占有権原	<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 地上権 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> 使用借権 <input type="checkbox"/>
占有開始時期	平成12年11月1日
最初の契約日	平成12年6月11日
契約等期間	平成12年11月1日から <input checked="" type="checkbox"/> 令和32年10月31日まで 50年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし
更新の種別	<input type="checkbox"/> 合意更新 <input type="checkbox"/> 自動更新 <input type="checkbox"/> 法定更新
現在の契約等期間	年 月 日から <input type="checkbox"/> 年 月 日まで 年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし
契約等貸主	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 ( )
当事者借主	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 ( )
地代・支払時期等	毎月 金3万0000円 (毎月末日限り, 翌月分支払)
地代前払	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある (金 円 分まで)
敷金・保証金	<input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> ある ( <input type="checkbox"/> 敷金 円 <input checked="" type="checkbox"/> 保証金3,000,000円)
特約等	
地代滞納	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある (令和 年 月 日現在 金 円)
契約解除	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある ( )
訴訟提起等	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある [ <input type="checkbox"/> 地方裁判所 支部 令和 年( )第 号 <input type="checkbox"/> 係属中 <input type="checkbox"/> 終局 ( )
その他	
執行官の意見	<input checked="" type="checkbox"/> 上記のとおり <input type="checkbox"/> 「執行官の意見」のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
<p>■ 債務者兼物件1建物所有者の母</p>	<p>物件1建物には、現在、債務者兼所有者、同人の姉と私が暮らしています。 物件1建物に太陽光発電システムは設置していません。 物件1建物に屋根裏収納はありません。 物件1建物では中型犬を1匹飼育しています。 債務者兼所有者はたばこを吸います。 隣地との間で土地の境界に争いはありません。 この付近は、酷い雨が降っても冠水はしません。 11, 2年前西側の道路を挟んだお宅が建設された際に行われた杭打ちの影響で、目的外土地に地盤沈下があり、物件1建物との間に隙間ができて、建物北西側付近の外壁が壊れたので、業者に直してもらったということがあります。 今でも、その影響で、樋が外れたりしています。 目的外土地の賃借の内容は一般定期借地権設定契約書写しのとおりです。 地代に滞納はありません。</p>
<p>■ A (目的外土地所有者)</p>	<p>目的外土地の地代に滞納はありません。 競売で物件1建物が売却された場合、残存期間につきこれまでと同一の条件で買受人に目的外土地を賃貸する意思があります。また、目的外土地の買受を希望されるのであれば、応じることができます。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

## 執行官の意見

- 1 物件1建物は、賃借した土地（添付の土地建物位置関係図（概略）で「件外土地」とある部分）上に建つ居宅である。  
前記賃借土地（目的外土地）は、南西側を道路（ただし、法定外）に面している。
- 2 物件1建物は、平成12年9月新築の木造スレート葺2階建の居宅であるが、同建物には、キッチンカウンターの表面材に剥がれた箇所（添付の写真⑥参照）、2階廊下の壁に穴が空いていたリクロスに広い範囲で剥離した箇所（添付の写真⑧⑨参照）、玄関・洗面所付近等には飼い犬がかじったと思われる箇所がある等方々に傷みが見受けられた。  
なお、債務者兼所有者の母は、11、2年前近隣の宅地の杭打ちの結果、目的外土地の地盤沈下がり、物件1建物の外壁等に損傷が出た旨述べているところ、確かにブロック塀にひび割れがあり、外壁北西側付近の樋が外れていたり、同外壁付近にある砂は少し沈下しているように見えたものの、その陳述を裏付ける程の痕跡までは一見しても分からなかった（添付の写真⑩参照）。
- 3 目的外土地付近に設置されたブロック塀の状況、隣地や道路との位置関係及び概測の結果等から、同土地の形状については土地建物位置関係図（概略）のとおりのもものと認めた。
- 4 目的外土地の賃貸借の内容については、本報告書3枚目のとおりであるが、なお、同土地賃貸人Aは、物件1建物の買受人に対し、引き続き目的外土地を賃貸する意思があるほか、売却についても話し合う意思がある旨回答している。
- 5 評価人が日進市役所都市計画課及び道路河川課で確認したところによると、物件1建物は、建築確認は経ているものの、接面する南西側道路は幅員が4メートルに満たない、建築基準法42条1項にも、また、同2項にも該当しない道路であることから、目的外土地上に建物の増改築・新築等は今後できない可能性がある、とのことである。  
目的外土地にかかる法令上の制限や土壌汚染の有無の可能性については、詳しくは評価人の評価書参照
- 6 債務者兼所有者の母の陳述及び物件1建物内の状況等から、同建物は、現在、債務者兼所有者が居宅として使用し、占有しているものと認めた。
- 7 その他の本件調査結果は、本報告書2枚目～4枚目のとおりである。

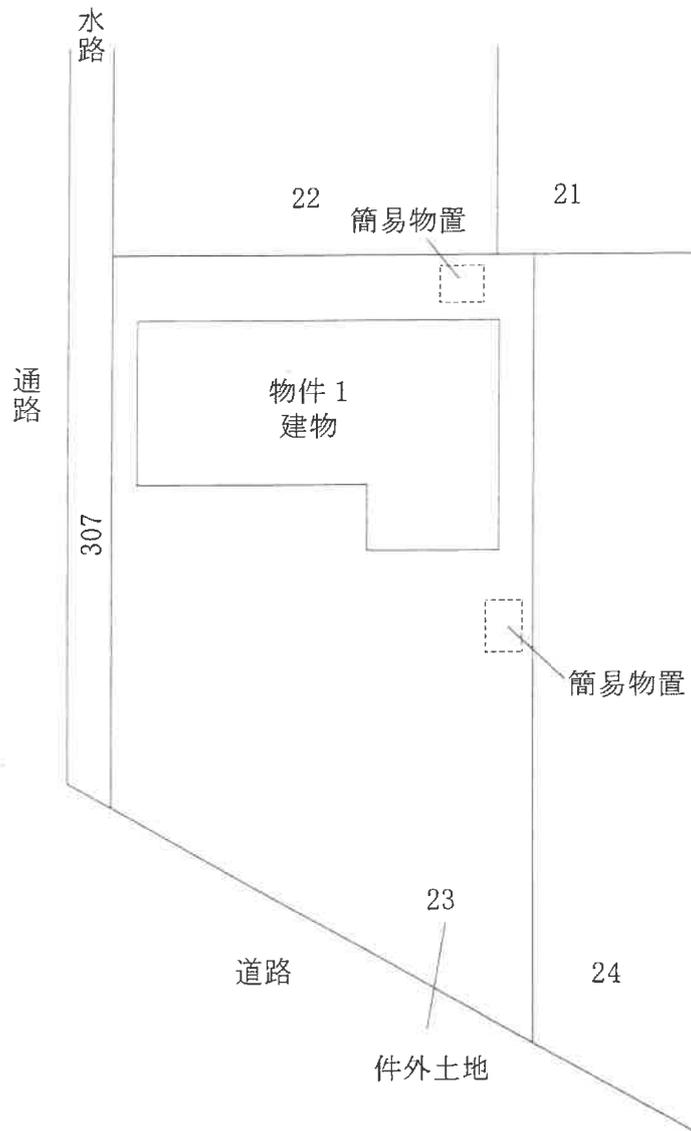
以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

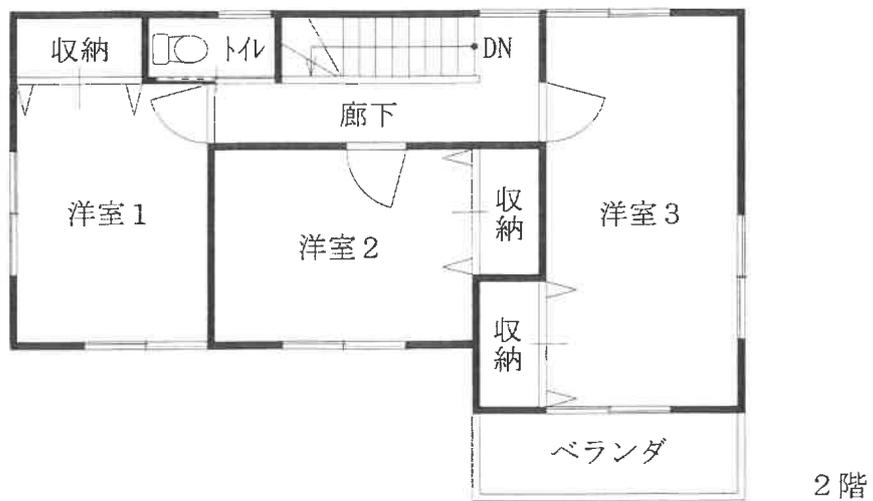
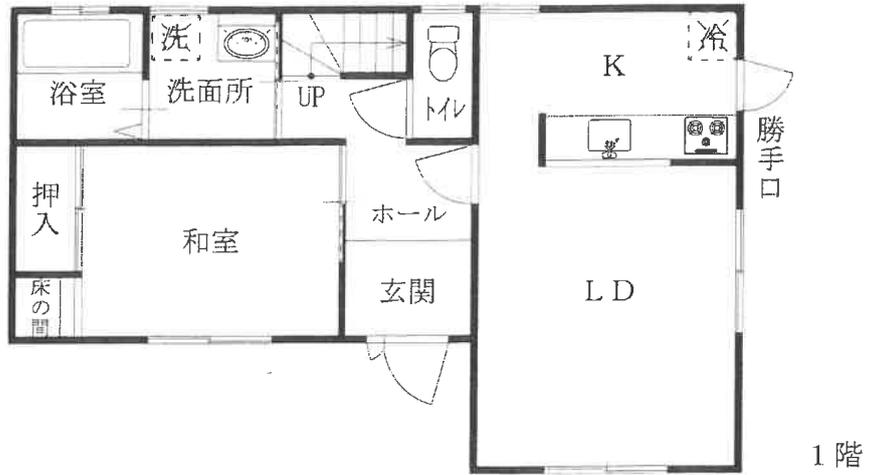
調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
R7年6月25日(水) 14:30-14:45	物件所在地	現地確認, 写真撮影(外観), 債務者兼所有者の母に債務者兼所有者宛ての事務連絡文書交付
R7年6月27日(金) 16:30-16:40	名古屋法務局	公図, 地積測量図及び建物図面各取り寄せ
R7年7月3日(木)	郵便	債務者兼所有者に対し, 現況調査日連絡書及び照会文書送付(回答なし)
R7年7月11日(金) 16:30-17:10	物件所在地	目的外土地及び物件1建物の立入調査, 写真撮影, 債務者兼所有者の母から聴取, 評価人同行
R7年7月19日(土) 11:20-11:30	電話	目的外土地所有者Aから聴取
<p>(特記事項)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和 7年 7月 11日 対象物件が全戸不在で施錠されている場合に備えて, 解錠業者及び立会人を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p>		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

# 土地建物位置関係図（概略）



# 間取図 (概略)



①

目的外土地及び同1建物

(南方より撮影)



②

同上

(北西より撮影)



③

リビング



④

洋室 3



(10枚目)

⑤

キッチン



⑥

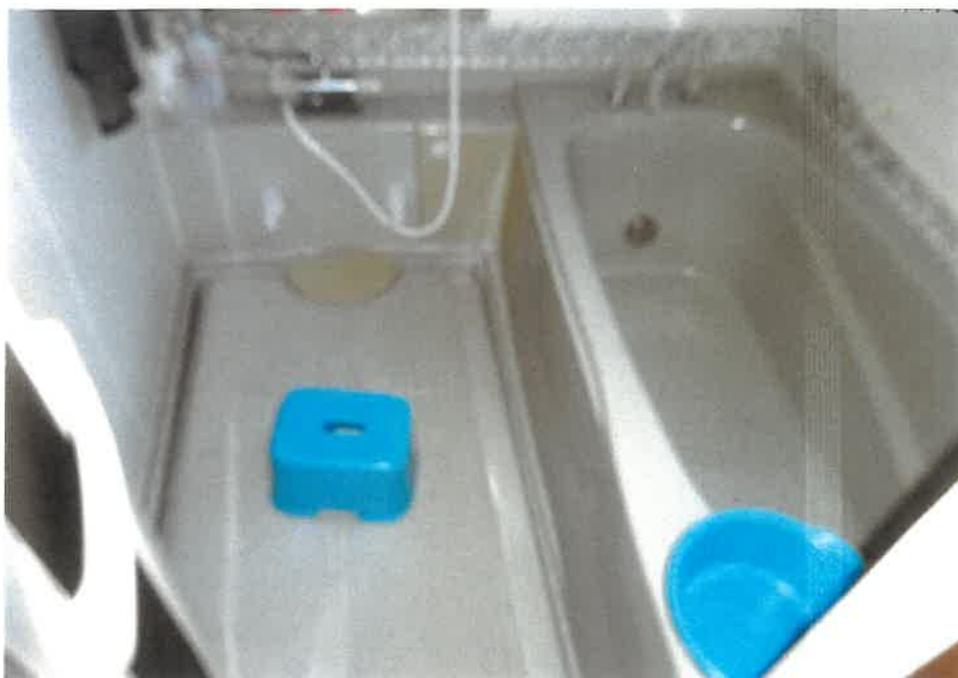
キッチンカウンターの状況



(11枚目)

⑦

浴室



⑧

2階廊下の壁（収納の北側付近）の状況



(12枚目)

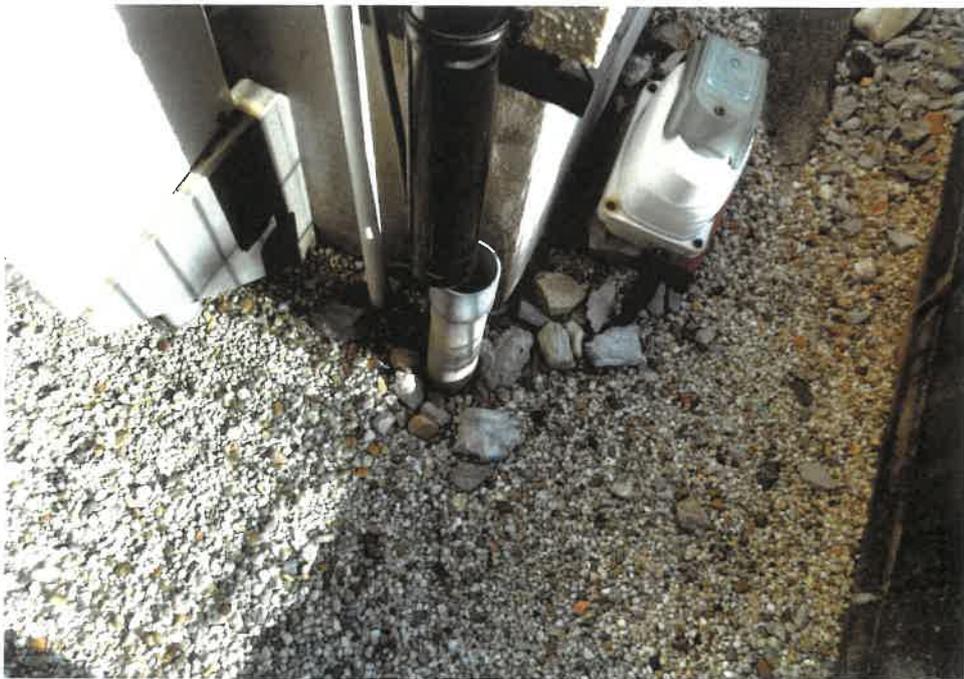
⑨

2階廊下の壁（洋室2の北西側付近）の状況



⑩

物件1建物北西側の樋が外れている状況



副

令和7年(ケ)第136号  
令和7年6月26日受理  
令和7年7月11日現地調査  
令和7年8月6日評価

名古屋地方裁判所民事第二部 御中

# 評 価 書

評価人 不動産鑑定士

二村 成彦

## 第1 評価額

番 号	評 価 額
物件1 (建物)	金 4,280,000 円

- 1 物件1の価格は、土地利用権等付建物としての価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	日進市藤塚五丁目 23番地 23番 居宅 木造スレート葺2階建 1階 52.17平方メートル 2階 48.85平方メートル	同左
番号	特記事項		
1 (参考)	(本件建物が存する土地の概要) 所在：日進市藤塚五丁目 地番：23番 地目：宅地 地積：212.32平方メートル		

#### 第4 目的物件の位置・環境等

##### 1 土地の概況及び利用状況等 件外土地（物件1の敷地）

位置・交通	地下鉄鶴舞線・名鉄豊田線「赤池」駅東方 道路距離約1,800m くるりんバス「日進西高校」停 南方 道路距離約310m (附属資料「位置図」参照)	
付近の状況	主に一般住宅が建ち並ぶ、街路状況がやや劣る住宅地域	
主な公法上の規制等(道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第一種低層住居専用地域 60% 100% — 高さ制限10m、宅地造成等工事規制区域、砂防指定地
画地条件	地積 212.32㎡ 間口 約13m、奥行 約18m 形状 ほぼ台形	
接面道路の状況	件外土地は、南西側で幅員約3.2mの舗装市道にほぼ等高に接する。当該市道が建築基準法上の道路に該当するかは不明である（特記事項）。また、西側で水路を介して約2.5mの舗装市道に接する（建築基準法上の道路ではない）。西側の市道は車両が通行不可能な通路である。	
土地の利用状況等	件外土地は物件1の建物の敷地として利用されている。隣接不動産の状態は、南西側は市道、西側は水路を介して市道、東側及び北側は一般住宅等である。	
供給処理施設(敷地内引込の有無を基準としている)	上水道 あり ガス配管 あり 下水道 なし（個別浄化槽）	
土壌汚染の可能性の調査	土壌汚染の可能性について過去の住宅地図を昭和43年まで遡って調査した結果、当該物件が建設される以前は農地、未利用地等であったと推定される。汚染の原因となる物質を含むかは不明であるが、本件土地は土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域には該当していない。	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南西側市道は現況の測定幅員が4m未満であり（水路部分は道路に含まれない）、日進市都市計画課に南西側市道が建築基準法上の道路に該当するか問合わせたところ、「2項の判定自体がなされておらず、現況幅員が4m未満であれば、建築基準法上の道路ではない可能性がある。」とのことであった。</li> <li>・愛知県尾張建設事務所にて、件外土地上の物件1建物の建築計画概要書を確認したところ、南西側道路の幅員は4.5mと記載されており、建築確認済証及び完了検査済証が交付されていた。</li> <li>・以上の経緯から、物件1建物は建築当時は接道要件を満たすものとして建築確認を得ていたと推測されるが、再建築が可能か否かは</li> </ul>	

<p>特記事項 (つづき)</p>	<p>不明である。詳細は日進市都市計画課に問合せを要する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・件外土地は、物件1の建物のための定期借地権が設定されており、以下の登記がされている。</li> </ul> <p>原因 平成12年9月29日設定</p> <p>目的 建物所有</p> <p>借賃 1月金3万円</p> <p>支払期 毎月末日限りその翌月分を支払う</p> <p>特約 借地借家法第22条の特約</p> <p>一般定期借地権設定契約書において、賃貸借期間は平成12年11月1日から62年10月31日まで50年、保証金は3,000,000円と記載されている。</p> <p>契約内容等について詳細は現況調査報告書のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・件外土地上に簡易物置が2台設置されている。</li> <li>・件外土地について周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。</li> </ul>
-----------------------	--

## 2 建物の概況及び利用状況（物件1）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日（登記記載）平成12年9月29日新築 経過年数 約25年 経済的残存耐用年数 約5年
仕 様	構造 木造2階建 屋根 スレート葺 外壁 サイディング等 内壁 クロス貼等 天井 クロス貼等 床 フローリング、畳等 設備 電気、水道、ガス その他 なし
床面積（現況）	第3 目的物件の表示に同じ
現況用途等	現況用途 居宅 間取り 4LDK （附属資料7 建物間取図（概略）のとおり）
品 等	普通
保守管理の状 態	普通
建物の利用状 況	「現況調査報告書の記載のとおり」
特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洋室2及び2階廊下の壁の一部に損傷がある。</li> <li>・上記のほか、建物内は経年使用相当の汚損、劣化等が見られる。</li> <li>・建築年から推測すると、アスベスト含有建材等の使用に留意が必要である。</li> </ul>

## 第5 評価額算出の過程

### 1 基礎となる価格

#### (1) 建付地価格

件外土地（物件1の敷地）の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別 格差	地積 (㎡)	建付 減価	建付地価格 (円)
	ア	イ	ウ	エ	ア×イ×ウ×エ
件外土地	122,000	0.72	212.32	0.9	16,790,000

計算結果の数値は万円未満を四捨五入する端数処理を行った。(以下同じ)

#### ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 日進-1

$$\begin{array}{cccccc} \text{公示価格} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} & \\ 143,000\text{円}/\text{m}^2 & \times 102.1/100 & \times 100/107 & \times 100/112 & = 122,000\text{円}/\text{m}^2 & \\ & & & & (\text{上三桁未満四捨五入}) & \end{array}$$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：方位 1.07

◇地域格差：交通、環境条件格差等を考慮。

イ 個別格差：方位（南西向き） 1.03 × 再建築可能か不明であること 0.70 = 0.72

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地の適応の状態等を考慮した。

#### (2) 建物価格（物件1）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床 面積(㎡)	現価率	建物価格 (円)
	ア	イ	ウ	ア×イ×ウ
1	198,000	101.02	0.15	3,000,000

ウ 現価率：

$$\cdot \text{現価率} = [\text{残価率}3\% + (1 - \text{残価率}3\%) \times \{ \text{経済的残存耐用年数}5\text{年} / (\text{経済的残存耐用年数}5\text{年} + \text{経過年数}25\text{年}) \}] \times (1 - \text{観察減価等}20\%) = 0.15$$

## 2 評価額の判定

前記により求めた建物価格に、土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

### (1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
件外土地 (物件1の敷地)	16,790,000	0.15	定期借地権	2,520,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を定期借地権と判定し、その割合を15%と査定した。

### (2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる 価格 (円) ア	土地利用権 等価格の控 除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 (円) ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	名義書 換料 相当額 カ	保証金 返還 相当額 キ	評価額 (円) {(ア±イ)-ウ} ×エ×オ-カ +キ
1	3,000,000	+2,520,000		0.7	0.7	250,000	1,830,000	4,280,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：定期借地権付建物の特性及び市場性を考慮した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

カ 名義書換料相当額として土地利用権等価格の10%を計上した。

キ 買受人に承継される保証金の定期借地権契約期間満了時に返還される相当額を査定し、計上した。

$$\begin{aligned} & \text{保証金} \times \text{複利現価率} \times \text{利率} \times \text{残存期間} \\ & 3,000,000 \text{円} \times 0.61 = 1,830,000 \text{円} \end{aligned}$$

## 第6 参考価格資料

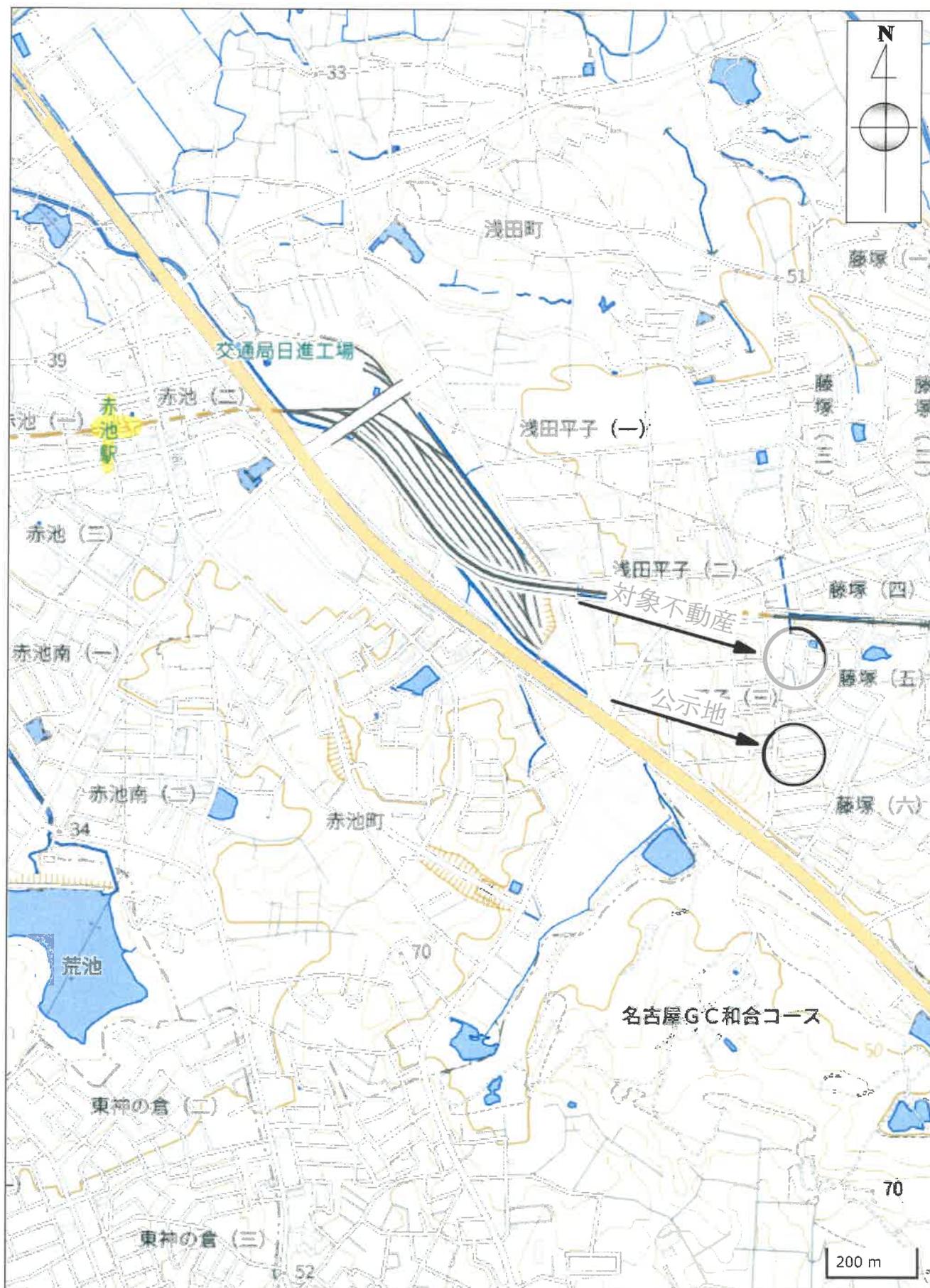
### 地価公示価格（日進-1）

所 在：日進市藤塚6丁目50番  
価 格：143,000円／m<sup>2</sup>  
位 置：地下鉄鶴舞線・名鉄豊田線「赤池」駅の東方道路距離約1,800m  
価 格 時 点：令和7年1月1日  
地 積：232m<sup>2</sup>  
供給処理施設：ガス、水道、下水  
接 面 街 路：南側幅員5.0m市道に接面  
用途指定等：第一種低層住居専用地域（建ぺい率60%、容積率100%）  
地域の概要：中規模一般住宅が建ち並ぶ閑静な住宅地域

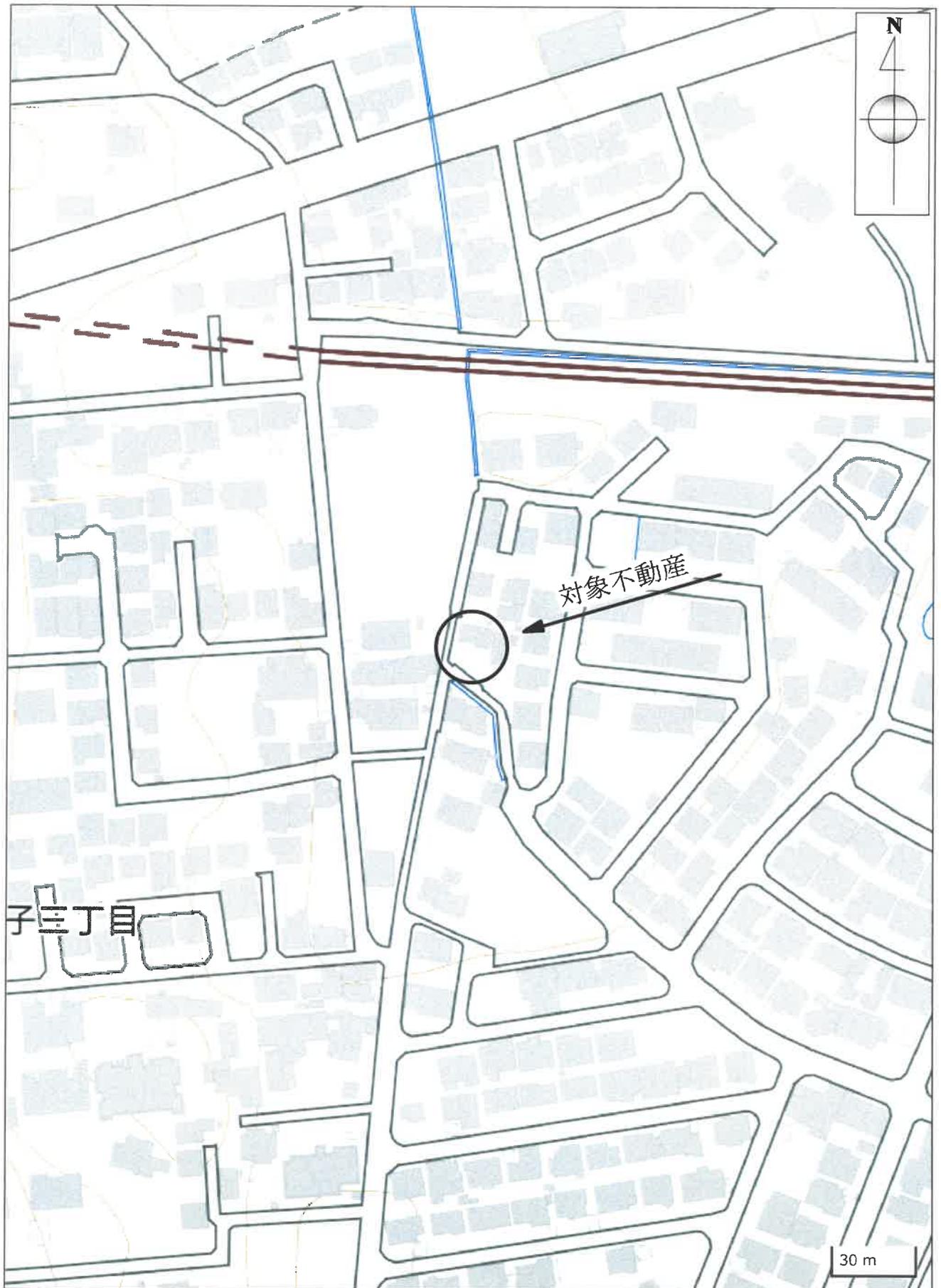
## 第7 附属資料

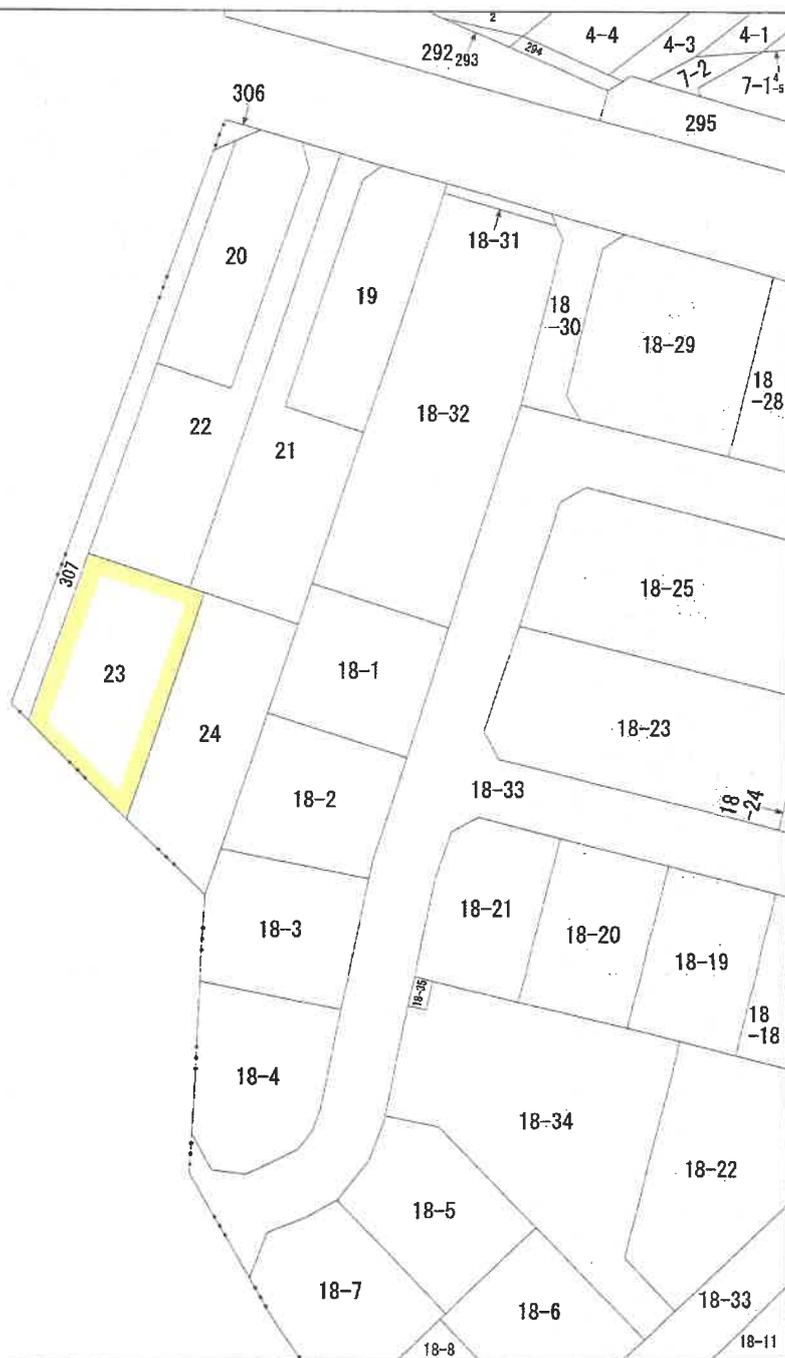
- 1 位置図
- 2 付近案内図
- 3 公図写
- 4 地積測量図写
- 5 建物図面・各階平面図写
- 6 土地建物配置図（概略）
- 7 建物間取図（概略）
- 8 現況写真

# 位置図



# 付近案内図





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 藤塚5丁目

請求部	所在	日進市藤塚五丁目		地番	23番			
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系又は番号は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	平成13年8月11日		備付年月日(原図)		補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年4月23日  
名古屋法務局名東出張所  
登記官



登記年月日：平成12年2月2日

19番、21番、24番の土地に關し、17.0.3.知照令  
別圖19番、21番、24番の土地の地籍測量圖を作成し、  
6128966

前 56-236

後 56-236、56-1863、56-1867

19~24

新58頁19~24

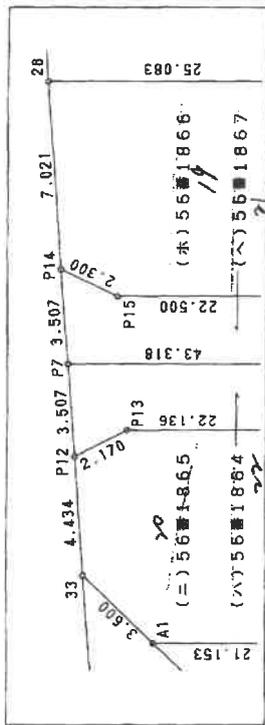
# 地積測量圖 1/2

土地の所在 日進市新戸郷界線

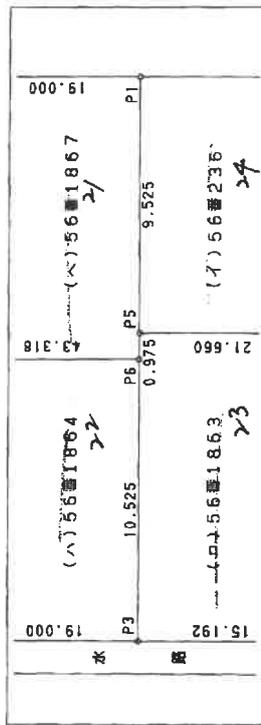
日進市藤塚五丁目



拡大図 S=1/200



拡大図 S=1/200



境界点	境界線の種類
28, 33, A1, A11, P3,	コンクリート杭
P4, P7, P12, P14, X2,	プラスチック杭
P1, P2, P5, P6, P8,	プラスチック杭
P9, P13, P15,	金 属 釘
P16,	

単位：m

作製者

申請人

縮尺

1/500

平成12年 1月27日(作製)

(愛知県土地家屋調査士会 用紙)

登記年月日：平成12年2月2日

6128967

地積測量図

2/2

地番 56-236, 56-1863, 56-1867, 10-24

土地の所在 台東区新戸町藤塚一

日進市藤塚五丁目

求積表

地番 NO.	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	Y <sub>n+1} - Y<sub>n-1}</sub></sub>	X <sub>n} - X<sub>n-1}</sub></sub>	X <sub>n} · (Y<sub>n+1} - Y<sub>n-1})</sub></sub></sub>
P1	123.753	115.127	-16.787	-2077.441611	
P5	127.860	105.532	-9.474	-1211.345640	
P6	128.280	105.653	17.297	2282.939150	
P7	167.365	124.328	21.942	3672.322830	
P14	166.087	127.595	1.472	244.480064	
P15	164.647	125.801	-11.495	-1892.617265	
P8	144.345	116.100	-2.482	-358.264290	
P2	140.896	123.319	-0.973	-137.091808	
合計				523.041440	
合計面積				261.5207200	m <sup>2</sup>
地積				261	m <sup>2</sup>

合計面積 1117.7537080 m<sup>2</sup>

地番	(1) 56番236
公積	合計面積
1369.3122	1117.7537080
	地積
	251
	m <sup>2</sup>

地番 NO.	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	Y <sub>n+1} - Y<sub>n-1}</sub></sub>	X <sub>n} - X<sub>n-1}</sub></sub>	X <sub>n} · (Y<sub>n+1} - Y<sub>n-1})</sub></sub></sub>
P16	108.316	97.194	-16.961	-1837.147676	
A11	119.127	89.571	-1.038	-123.653826	
P3	132.818	96.156	16.082	2136.979076	
P6	128.280	105.653	10.376	1331.033280	
P5	127.860	106.532	-8.459	-1081.567740	
合計				424.643114	
合計面積				212.3215570	m <sup>2</sup>
地積				212	m <sup>2</sup>

地番 NO.	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	Y <sub>n+1} - Y<sub>n-1}</sub></sub>	X <sub>n} - X<sub>n-1}</sub></sub>	X <sub>n} · (Y<sub>n+1} - Y<sub>n-1})</sub></sub></sub>
P6	128.280	105.653	-28.173	-3614.032440	
P3	132.818	96.156	-1.261	-167.483498	
P4	149.940	104.392	15.433	2314.024020	
P9	146.501	111.589	16.741	2452.573241	
P13	166.474	121.133	9.475	1577.341150	
P12	166.643	121.064	3.196	538.983028	
P7	167.365	124.329	-15.411	-2579.262015	
合計				522.143486	
合計面積				261.0717430	m <sup>2</sup>
地積				261	m <sup>2</sup>

地番 NO.	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	Y <sub>n+1} - Y<sub>n-1}</sub></sub>	X <sub>n} - X<sub>n-1}</sub></sub>	X <sub>n} · (Y<sub>n+1} - Y<sub>n-1})</sub></sub></sub>
A1	169.003	113.561	12.543	2119.804629	
P3	170.259	116.935	7.503	1277.453277	
P12	168.643	121.064	4.198	707.963314	
P13	166.474	121.133	-9.475	-1577.341150	
P9	146.501	111.589	-16.741	-2452.573241	
P4	149.940	104.392	1.972	295.681680	
合計				370.988509	
合計面積				185.4942545	m <sup>2</sup>
地積				185	m <sup>2</sup>

地番 NO.	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	Y <sub>n+1} - Y<sub>n-1}</sub></sub>	X <sub>n} - X<sub>n-1}</sub></sub>	X <sub>n} · (Y<sub>n+1} - Y<sub>n-1})</sub></sub></sub>
P2	140.896	123.319	-18.033	-2540.777568	
P8	144.345	116.100	2.482	358.264290	
P15	164.647	125.801	11.495	1892.617265	
P14	166.087	127.595	8.332	1383.836884	
P8	163.529	134.133	-4.276	-699.250004	
合計				394.690867	
合計面積				197.3454335	m <sup>2</sup>
地積				197	m <sup>2</sup>



作製者

申請人

縮尺

1/

(平成12年1月27日作製)

(愛知県土地家屋調査士会 用紙)

(会員専用)

登記年月日：平成12年10月2日

6225197

各階平面図

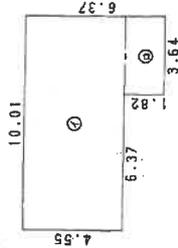
家屋番号 56番1-8-6-3 23

建物図面

建物の所在 日進市折戸町藤塚5-6番地1-8-6-3

日進市藤塚五丁目 23 番地

1階

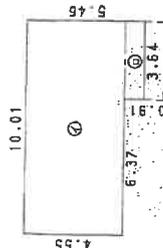


求積表

① 10.01 × 4.55 = 45.5455  
 ② 3.64 × 1.82 = 6.6248  
 計 52.1703

床面積 52.17 m<sup>2</sup>

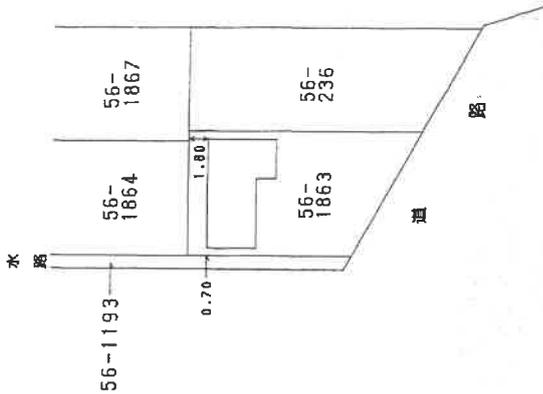
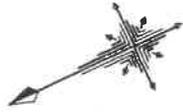
2階



求積表

① 10.01 × 4.55 = 45.5455  
 ② 3.64 × 0.91 = 3.3124  
 計 48.8579

床面積 48.85 m<sup>2</sup>



(公印専用)

作製者

製

(要知照土地家屋調査士会印紙)

縮尺 1/250

申請人

縮尺

1/500

単位：m

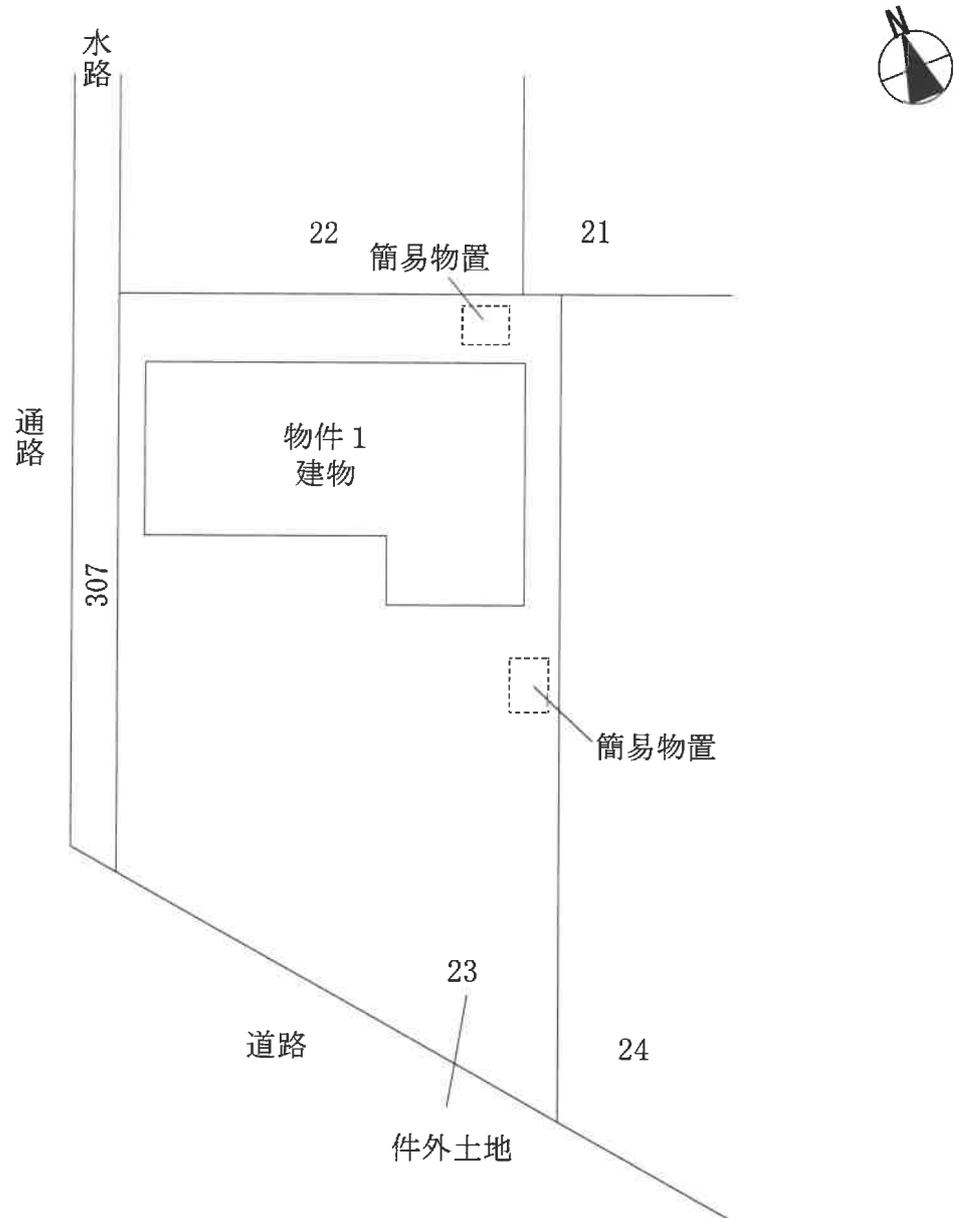
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年4月23日

名古屋法務局名東出張所

登記官

# 土地建物配置図(概略)



建物間取図(概略)

